

令和6年12月23日

尾花沢市監査委員 丹川 弘行 様

尾花沢市監査委員 小関 英子 様

尾花沢市長 結 城 裕

(公 印 省 略)

## 監査の結果に基づき講じた措置について

令和6年11月15日付けで通知のあった監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

## 1. 財政援助団体監査

課名等 (監査対象団体)	監査の結果	措置状況
社会福祉法人 尾花沢市 社会福祉協議会  所管：福祉課	<p>①会計経理が法人全体の事業の中で処理され、各補助金ごとの収入支出が分かりにくい。会計システムは従来からのものと思われるが、補助事業ごとに実績報告書の決算と突合できる資料を添付されたい。</p> <p>②令和5年度の補助金については交付申請が総じて6月6日付で、支払いを受けたのが7月6日となっている。交付申請は市長が定める日までとあるが、年度当初速やかに交付申請されたい。</p> <p>③令和5年度会計決算書において、市補助金の衛生管理体制確保支援事業費補助金が県補助金として計上されている。</p>	<p>通帳が1つであることと会計システム上対応が困難であるが、事業ごとに突合できるように整理いたします。</p> <p>実績報告と交付申請につきまして速やかに取り扱いたします。</p> <p>次年度以降適切に計上致します。</p>

	<p>④セルフヘルプ活動推進事業として社会福祉協議会から助成している三団体については、市からも別途直接補助金が交付されている。</p> <p>⑤収支決算書中、内訳書に誤りあり。</p> <p>⑥少雪により余剰金が発生したと考えられるが、3月に総額134,970円の物品を購入している。令和2年の監査でも指摘しているが、余剰金が出た場合は精算するよう補助金交付要綱に基づき適正に処理されたい。</p> <p>⑦年度外に購入した物品を計上している。</p> <p>⑧補助対象経費ではない職員の旅費が計上されている。</p> <p>⑨補助金交付要綱にある「備品購入費」の考え方があいまいなため、財産目録や備品台帳に掲載されていない状態である。</p> <p>⑩基本協定書第20条にある事業計画書の提出がされていない。</p>	<p>団体独自の事業費として予算化しているため、本会から助成しないとなれば事業縮小等が懸念されます。したがって団体に説明の上取扱いが必要ですので、助成先・市・社協での協議を要します。</p> <p>尚、社協会費等に依拠する社協独自の事業となります。</p> <p>修正いたします。</p> <p>今後交付要綱に基づき適正に処理いたします。</p> <p>令和6年3月31日に1,755円を未払い金として計上し、令和6年4月8日に1,755円を前年度の未払分として支出しておりますが、今年度精算する際に返還いたします。</p> <p>日当となりますが、今年度精算する際に返還いたします。</p> <p>整理の上取扱いいたします。</p> <p>今年度分より提出いたします。</p>
--	---	---

	<p>⑪指定管理仕様書において、7物品の帰属の(1)に「指定管理料により購入した物品は市の所有に属する」とあるが、団体の財産目録に掲載されている。</p> <p>⑫指定管理仕様書において、7物品の帰属の(2)に「指定管理者は尾花沢市財務規則に定められた物品出納簿を備えて」とあるが備えられていない(市福祉課にある)。</p>	<p>年度末に固定資産台帳より除却の手続きを行います。</p> <p>本会にも備えられるように整理いたします。</p>
--	--	---